

教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- 教育委員会の方針に基づき利用しているか。【柏市生成 AI の利用に関するガイドライン】
- ハルシネーションやエコーチェンバー等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか。
【1（1）本ガイドラインの目的・2 II（1）生成物の内容に虚偽が含まれている可能性がある】
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか。
【1（2）本ガイドラインが対象とする範囲】
- プロンプトに重要性の高い情報（個人情報や成績情報等）を入力していないか。
【2 使用について】
- 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか。
【2 II（2）生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性】

児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- 教育活動の目的を達成する観点で、ねらいを明確にして効果的であることを確認しているか。
- 児童生徒の発達段階や、情報モラル・情報の正確性に十分留意しているか。
（「情報の真偽を確かめよう！」 YouTube 文部科学省チャンネル
<https://www.youtube.com/watch?v=5gg55k7zX90>）
- 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか。
- プロンプトに氏名や写真等個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか。
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか。
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約（年齢制限や保護者の同意等）を確認・遵守しているか。
- 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切または不正な行為になることを十分に指導しているか。
- 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか。
- 学校独自で生成 AI のアプリを導入する際、保護者の理解を得て利用しているか。
- 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に周知・理解を得ているか。